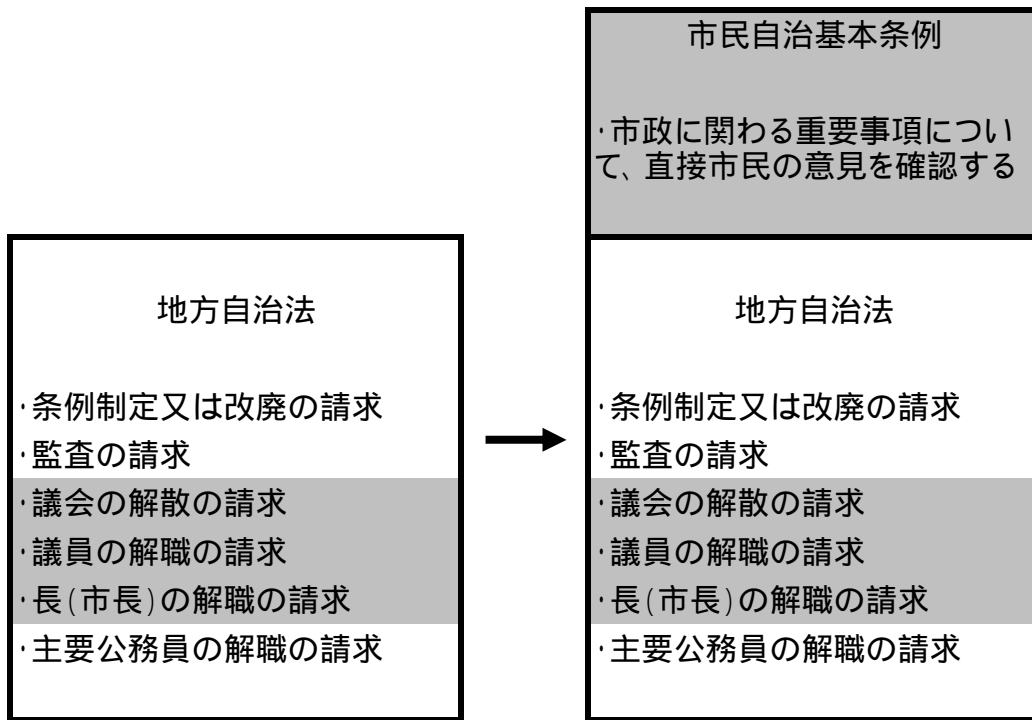


# 直接請求・住民投票制度



は、住民投票

## 地方自治法上の直接請求権

### 【条例の制定又は改廃の請求】第74条

選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署・その代表者

長（請求の要旨を公表、20日以内に議会を招集、意見を付けて議会に付議、結果を代表者に通知、公表）

### 【監査の請求】第75条

選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署・その代表者

監査委員（請求の要旨を公表、監査の実施・監査結果報告の決定、監査結果報告を代表者に送付、公表、議会・長・関係行政委員会等に提出）

### 【議会の解散の請求】第76条～79条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

選挙管理委員会（請求の要旨を公表、選挙人の投票に付す、投票結果を代表者・議会の議長に通知、公表、長に報告）

（議会は、解散の投票において過半数の同意があったときは、解散する。）

### 【議員の解職の請求】第80条、82条～85条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

選挙管理委員会（請求の要旨を公表、選挙人の投票に付す、投票結果を代表者・議会の関係議員及び議長に通知、公表、長に報告）

（議員は、解職の投票において過半数の同意があったときは、その職を失う。）

### 【長の解職の請求】第81条～85条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

選挙管理委員会（請求の要旨を公表、選挙人の投票に付す、投票結果を代表者・長・議会の議長に通知、公表）

（長は、解職の投票において過半数の同意があったときは、その職を失う。）

### 【主要公務員（副知事、副市長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員）の解職の請求】第86条～88条

選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署・その代表者

長（請求の要旨を公表、議会に付議、結果を代表者及び関係者に通知、公表）

（当該主要公務員は、議会の議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意があったときは、その職を失う。）